

令和 8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務委託企画競争
実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公示
します。

令和 8 年 1 月 19 日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和 8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務を実施するにあ
たり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和 8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務委
託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）を参照してください。
- (3) 委託期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 概算予算額 総額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 四半期終了ごとに支払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の 10/100 以上の額）
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金
融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとします。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平
成元年岡山市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 2 条第 1 項に掲げる者でな
いこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参
加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき、岡山
市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）
に登載され、「役務」部門の業種「制作等」に登録があること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基
準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第
2 号に規定する暴力団に該当しないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和 8 年 2 月 9 日（月曜日）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和 8 年 1 月 26 日（月曜日）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和 8 年 1 月 28 日（水曜日）
企画提案書の提出	令和 8 年 1 月 29 日（木曜日）～ 令和 8 年 2 月 9 日（月曜日）正午必着
ヒアリングの実施（予定）	令和 8 年 2 月 13 日（金曜日）ごろ
審査結果の通知（予定）	令和 8 年 2 月 18 日（水曜日）ごろ

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和 7 年度）からダウンロードしてください。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和 8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ぎしかた研究所」業務委託」とし、「令和 8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ぎしかた研究所」業務委託企画競争に係る質問書（様式 3）」を岡山市おかやまぐらし推進室へ提出してください。なお、電子メール送信後、電話（直通 086-803-1335）によりメールの受信を確認してください。

電子メール：ijuteiju@city.okayama.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和 7 年度）へ掲載します。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0-0.html>)

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

「令和 8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ぎしかた研究所」業務委託 企画提案書在中」と封筒に朱書きの上、岡山市おかやまぐらし推進室宛に、一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参により提出してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式 1）

②企画提案書（様式 2-1～6）

- ・企画提案書は、A4 版・縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷、カラー印刷可、15 枚（30 ページ）以内とします。
- ・各ページの下部中央にページ番号を印字してください。
- ・仕様書（案）を熟読するとともに、企画提案書（様式 2-1～6）の様式に沿って、本事業への取組方針、実施体制及び別添仕様書（案）に定める業務の実施方法を具体的に記載してください。

③経費の積算書（様式2-7）

作成に当たっては、仕様書（案）及び提案を満たす必要経費を適切に計上してください。記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記してください。

(3) 提出部数

①社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの 1 部（正本）

②社名、代表者印のないもの 9 部（副本）（上記（2）①を除く。）

副本には提出するすべての書類において、社名や代表者名がわかるような表記はしないでください。

(4) 注意事項

- ①企画競争参加申請書（様式 1）において、有資格者名簿に委任先が登録されている場合は、委任先を記入してください。
- ②企画提案書表紙（様式 2-1）について、正本の「提案者の住所及び商号又は名称」の欄には「提案者の住所及び商号又は名称」を記入し、副本の同欄には「副本」と記載してください。
- ③企画提案書は、仕様書（案）等に関する質問回答を確認の上、提出してください。
- ④提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑤企画提案書の提出後においては、提出期限にかかわらず、差し替え、再提出、追加提出は認めません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市市民協働局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに 100 点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が 60 点を下回る提案については、特定しません。
- ④委員による審査の結果、提案が同点となり最適提案者が特定できない場合、評価項目の「業務の内容」の得点が高い提案者を特定します。

(3) ヒアリングの実施

- ①出席者は1 提案者につき2 名以内とし、社章や名札等、社名や代表者名がわかるようなものは身に着けないでください。
- ②ヒアリングは、1 提案者につき30 分程度とし、そのうち提案者の発表時間は20 分以内とし、その後、委員会の委員が質問を行います。
- ③資料の追加及びプロジェクター等の機材の使用はできません。
- ④詳細な日時、場所は後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙「令和8 年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務委託企画提案書等評価表」のとおりです。

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他審査会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査（特定）以外には使用しません。特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対し

ては指名停止を行うことがあります。

- (5) 企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、提出期限までに企画競争参加辞退届（様式 4）を岡山市おかやまぐらし推進室宛に一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参によりご提出ください。
- (6) 最適提案者の提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (10) 令和 8 年 3 月 31 日までに、本市議会で本業務に係る令和 8 年度予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、本業務は執行しません。なお、その場合の応募者における損害については、本市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市おかやまぐらし推進室（岡山市役所本庁舎 2 階）

担当：増田、砂原

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1335

FAX：(086)803-1872

電子メール：ijuteiju@city.okayama.jp

提出等を行う日時：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間（土日祝を除く）

（ただし、令和 8 年 2 月 9 日は正午まで）